



平成24年2月3日

各 位



東京都墨田区両国二丁目10番14号

石川島建材工業株式会社

代表取締役社長 岡田 秀夫

(コード番号 5276 東証第2部)

(決算期 3月31日)

問合せ先 取締役 藤生 和幸

(TEL. 03-6271-7211)

**支配株主である株式会社IHIによる当社株式に対する
公開買付けに関する意見表明のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社IHI（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社IHI																		
(2) 所 在 地	東京都江東区豊洲三丁目1番1号																		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 益 和明																		
(4) 事 業 内 容	金属加工機械、物流機器、ボイラ、原子力機器、化学機械、汎用機械、ジェットエンジン、宇宙機器などの製造、販売等																		
(5) 資 本 金	95,762 百万円 (平成23年9月30日現在)																		
(6) 設 立 年 月 日	明治22年1月17日																		
(7) 大株主及び持株比率 (平成23年9月末)																			
	<table border="0"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>持分比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社 東芝退職給付信託口)</td> <td>3.77</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td>3.68</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.62</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.19</td> </tr> <tr> <td>みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再 信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社</td> <td>2.97</td> </tr> <tr> <td>IHI 共栄会</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>1.62</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>1.51</td> </tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	持分比率 (%)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社 東芝退職給付信託口)	3.77	第一生命保険株式会社	3.68	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.62	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.19	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再 信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2.97	IHI 共栄会	1.80	日本生命保険相互会社	1.62	三井住友海上火災保険株式会社	1.51
氏名又は名称	持分比率 (%)																		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社 東芝退職給付信託口)	3.77																		
第一生命保険株式会社	3.68																		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.62																		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.19																		
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再 信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2.97																		
IHI 共栄会	1.80																		
日本生命保険相互会社	1.62																		
三井住友海上火災保険株式会社	1.51																		

	住友生命保険相互会社	1.47
	株式会社みずほコーポレート銀行	1.41
(8)	上場会社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の 53.46% (小数点以下第三位を四捨五入) に相当する 11,090,445 株を保有しており、当社の筆頭株主であります。
	人 的 関 係	当社取締役の 1 名 (畑英也氏) は、公開買付者の従業員です。 当社監査役の 2 名 (増田徹氏及び石田俊明氏) は、公開買付者の従業員です。 当社の従業員 17 名が公開買付者へ出向しております。
	取 引 関 係	当社は、親会社である公開買付者の企業集団に属し、防音壁等の発注及び当社資金の運用調達を行っております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の親会社に該当いたします。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「⑥当社における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認」に記載された方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、当社の普通株式を 11,090,445 株 (当社が平成 23 年 11 月 10 日に提出した第 38 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 20,746,000 株に対する割合：53.46% (小数点以下第三位を四捨五入。以下同様とします。)) を保有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て (ただし、公開買付者が保有する当社の株式及び当社が保有する自己株式を除きます。) を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本公開買付けにおいては、2,740,222 株 (当社の発行済株式総数 20,746,000 株に対する割合：13.21%) を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における公開買付者の株券等所有割合が 3 分の 2 を上回る水準 (所有株式数：13,830,667 株、当社の発行済株式総数 20,746,000 株に対する割合：66.67%) となるよう設定しているとのことです。

また、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立し、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て (公開買付者が既に保有している当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。) を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の取引 (以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。) により、公

公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなる予定とのこととす。本取引が実行された場合には、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。

②本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

公開買付者は、2009年（平成21年）5月に制定した「I H I グループビジョン」において、公開買付者グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術の中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさと安全・安心を提供するグローバルな企業グループである」と決めました。

公開買付者は、このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。

当社は、1974年（昭和49年）12月に公開買付者の鉄構事業部建材部から分離独立し設立され、コンクリート系及び鋼製双方のセグメントを生産する企業として発展してきました。さらに自走式立体駐車場や防音壁等の建築分野にも進出し、1988年（昭和63年）3月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に株式を上場しました。

一方、当社は、公共事業の縮減と民間建設投資の低迷により平成17年3月期からは売上高が減少に転じ、特に、平成19年3月期には45億円の純損失に転落するとともに、3期連続で純損失を計上しました。このため2008年（平成20年）11月に事業構造の再構築と財務基盤の強化を目的とした経営改善中期計画を策定し、強みを持つ分野への集中、収益性を重視した営業活動の推進や組織の見直しとスリム化を進めることで、平成22年3月期から純利益を計上しています。

しかしながら、当社の事業環境は急速に変化しており、平成24年3月期第2四半期決算で公表されたとおり、再度純損失の計上が避けられない見通しとなり、2011年（平成23年）7月には希望退職者の募集、同年10月には自走式立体駐車場事業を公開買付者グループ会社のI H I 運搬機械株式会社へ譲渡するなど収益改善に取り組んでいますが、先行き不透明な経済情勢や今後の競争環境次第では、当社単独ではこのような状況の解消が困難になる可能性があります。

以上のような状況認識に基づき、公開買付者と当社は、当社の属する業界を取り巻く厳しい環境下において当社の業績基盤の改善を図るとともに、公開買付者グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて、2011年（平成23年）9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、公開買付者及び当社は、当社にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、当該分野での成長が期待できる東南アジア諸国への展開や公開買付者が強みを持つ橋梁事業などの社会基盤事業との連携など中長期的な視点に立脚した成長戦略が必要であり、公開買付者の完全子会社とした上で公開買付者グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、当社の収益体質の改善を進めることが最適であると判断しました。そのため、公開買付者は、平成24年2月3日に公開買付者が

当社を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、公開買付者にとりましても、当社の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体としてのコスト削減効果も期待できるものと考えているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付け後の具体的な当社の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、当社の完全子会社化を実施後に当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

また、当社は、公開買付者から、本取引の提案を受け、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 24 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は公開買付者の連結子会社であり、また当社の取締役のうち 1 名及び社外監査役のうち 2 名が公開買付者の従業員を兼務していることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、公開買付者及び当社から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成 24 年 2 月 2 日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価格算定を

行っております。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	109円～143円
D C F法	121円～207円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（143円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（126円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（109円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を109円から143円までと算定しております。

D C F法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を121円から207円までと算定しております。

② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としているとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

みずほ証券は、市場株価基準法及びD C F法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりとのことです。

(i) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の基準日終値（150円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（143円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（126円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（109円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しているとのことです。

(ii) D C F法

当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しているとのことです。

公開買付者は、上記の株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の株式の市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に当社株式が上場廃止になることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、本日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を175円とすることに決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における当社の普

通株式の終値 150 円に対して 16.67% (小数点以下第三位を四捨五入)、過去 1 ヶ月間 (平成 24 年 1 月 4 日から平成 24 年 2 月 2 日まで) の終値の単純平均値 143 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 22.38% (小数点以下第三位を四捨五入)、過去 3 ヶ月間 (平成 23 年 11 月 4 日から平成 24 年 2 月 2 日まで) の終値の単純平均値 126 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 38.89% (小数点以下第三位を四捨五入)、過去 6 ヶ月間 (平成 23 年 8 月 3 日から平成 24 年 2 月 2 日まで) の終値の単純平均値 109 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 60.55% (小数点以下第三位を四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、当社がエイ・ジー・エス・コンサルティング及びみずほ証券に提出した DCF 法において算定の基礎となる事業計画は、平成 29 年 3 月期までの将来の事業計画であり、平成 24 年 3 月期は、事業環境の悪化により赤字予想となるものの、今後の事業環境の好転による受注増加や継続的なコスト削減を主要因として大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

③ 当社における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

当社は、公開買付者からの本取引に関する提案 (以下「本提案」といいます。) に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、公開買付者の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、公開買付者と利害関係を有しない当社取締役藤生和幸氏 (以下「本取締役」といいます。) に対し、公開買付者及び当社から独立した当社の独立役員である社外監査役清水知彦氏 (以下「本独立役員」といいます。) の監査のもと、(i) 公開買付者から当社取締役会に対して提示された本提案について、(a) 本提案の目的の正当性、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c) 本取引が当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する当社の意見表明の内容が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、(ii) 前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、公開買付者と利害関係を有しない当社取締役の立場において、本提案に関し公開買付者と交渉を行うこと、(iii) 平成 24 年 2 月 3 日 (本日) 開催の当社取締役会において、前 2 項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という 3 つの事項を委嘱しました。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、公開買付者との協議・交渉を行うとともに、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねています。

かかる手続を経て、本日開催の当社取締役会において、本取締役から公開買付者との交渉経緯が説明された後、当社取締役会に対して、(i) (a) 本取引は、公開買付者グループ内でのシナジー効果を高め、当社の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が公開買付者との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト (下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定する一連の手続をいいます。以下同様であります。) の際に当社の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株

式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、公開買付者との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が当社の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する当社意見は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに (ii) 本提案に関する公開買付者との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされました。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであります。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ております。

⑤ 当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成24年2月3日、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、公開買付者グループ内でのシナジー効果を高め、当社の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が公開買付者との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に当社の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、公開買付者との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において当社少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が当社の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の当社取締役会宛の意見（以下「本意見」といいます。）を入手しております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

当社の取締役会は、公開買付者から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した当社株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、本独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をい

たしました。また、当社の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く当社の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べました。

なお、当社の社外取締役である畑英也氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、当社の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加しておりません。

⑦ 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) ①本公開買付けの概要」記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された当社の普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれの議案を平成 24 年 5 月開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議するよう当社に要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催するよう当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の

株式とされた上で、その全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当社の当該株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社の当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当社の当該株式の売却価格（及びその結果株主の皆様に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう算定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記の(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等保有割合、公開買付者以外の当社の株主の皆様への当社株式の保有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することを予定しているとのことです。この場合における当社の株主の皆様への交付される金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定とのことです。上記の具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立後において当該基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図していますので、かかる手続が実行された場合、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け及びその後の

一連の手続により当社株式は上場廃止となりますが、当社は、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した当社株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、本独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、公開買付者は、当社の株主の皆様の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、当社の発行済株式のすべて（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。
4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。
8. 今後の見通し
 - (1) 本公開買付け後の方針等
本公開買付け後の方針等については、上記「2 (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。
 - (2) 今後の業績の見通し
本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。
9. 支配株主との取引等に関する事項
公開買付者は当社の支配株主であり、本公開買付けは、支配株主との取引等に該当いたしません。
当社が、本日開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、親会社である公開買付者等の企業グループとの取引条件等について、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定することというものです。
この点、公開買付者と当社は、本公開買付けについて、上記「2 (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避する措置を講じており、当社は、かかる対応は、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

また、当社は、上記「2（3）⑤当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」記載のとおり、平成24年2月3日、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、公開買付者グループ内でのシナジー効果を高め、当社の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が公開買付者との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に当社の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、公開買付者との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において当社少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が当社の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する当社意見は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の当社取締役会宛の本意見を入手しております。

10. その他

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議しております。詳細については、当社が本日公表した「平成24年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

(参考) 買付け等の概要 (別添)

公開買付者が本日公表した添付資料(「当社上場子会社である石川島建材工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照ください。

平成 24 年 2 月 3 日

各 位

株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 釜 和明
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR 室長 高柳俊一
T E L 03-6204-7030

当社上場子会社である石川島建材工業株式会社株式に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 I H I (以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 24 年 2 月 3 日開催の取締役会において、下記のとおり当社上場子会社である石川島建材工業株式会社(コード番号:5276 東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式を 11,090,445 株(対象者が平成 23 年 11 月 10 日に提出した第 38 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 20,746,000 株に対する割合:53.46%(小数点以下第三位を四捨五入。以下同様とします。))を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て(ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、2,740,222 株(対象者の発行済株式総数 20,746,000 株に対する割合:13.21%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における当社の株券等所有割合が 3 分の 2 を上回る水準(所有株式数:13,830,667 株、対象者の発行済株式総数 20,746,000 株に対する割合:66.67%)となるよう設定しております。

また、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立し、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て(当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の取引(以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。)により、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなる予定です。本取引が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。

なお、後記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、対象者公表の平成 24 年 2 月 3 日付「支配株主である株式会社 I H I による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以

下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、決議に参加した取締役(取締役5名中、出席取締役4名)の全員一致で行ったとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年(嘉永6年)創業の総合重工業会社です。

2009年(平成21年)5月に制定した「IHIグループビジョン」において、当社グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさと安全・安心を提供するグローバルな企業グループである」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年(平成21年)11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。

対象者は、1974年(昭和49年)12月に当社の鉄構事業部建材部から分離独立し設立され、コンクリート系及び鋼製双方のセグメントを生産する企業として発展してきました。さらに自走式立体駐車場や防音壁等の建築分野にも進出し、1988年(昭和63年)3月には株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に株式を上場しました。

一方、公共事業の縮減と民間建設投資の低迷により平成17年3月期からは売上高が減少に転じ、特に、平成19年3月期には45億円の純損失に転落するとともに、3期連続で純損失を計上しました。このため2008年(平成20年)11月に事業構造の再構築と財務基盤の強化を目的とした経営改善中期計画を策定し、強みを持つ分野への集中、収益性を重視した営業活動の推進や組織の見直しとスリム化を進めることで、平成22年3月期から純利益を計上しています。

しかしながら、対象者の事業環境は急速に変化しており、平成24年3月期第2四半期決算で公表されたとおり、再度純損失の計上が避けられない見通しとなり、2011年(平成23年)7月には希望退職者の募集、同年10月には自走式立体駐車場事業を当社グループ会社のIHI運搬機械株式会社へ譲渡するなど収益改善に取り組んでいますが、先行き不透明な経済情勢や今後の競争環境次第では、対象者単独ではこのような状況の解消が困難になる可能性があります。

以上のような状況認識に基づき、当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて、2011年(平成23年)9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、当該分野での成長が期待できる東南アジア諸国への展開や当社が強みを持つ橋梁事業などの社会基盤事業との連携など中長期的な視点に立脚した成長戦略が必要であり、当社の完全子会社とした上で当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、平成24年2月3日に当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社にとりましても、対象者の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体としてのコスト削減効果も期待できるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

また、対象者は平成24年2月3日に「平成24年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は当社の連結子会社であり、また対象者の取締役のうち1名及び社外監査役のうち2名が当社の従業員を兼務していることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（150円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（143円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（126円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（109円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。

(ii) DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を175円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を

四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年11月1日から平成24年2月2日まで)の終値の単純平均値126円(小数点以下を四捨五入)に対して38.89%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年8月3日から平成24年2月2日まで)の終値の単純平均値109円(小数点以下を四捨五入)に対して60.55%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 109円～143円

DCF法 121円～207円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値(143円、ただし小数点以下を四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値(126円、ただし小数点以下を四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値平均値(109円、ただし小数点以下を四捨五入)を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を109円から143円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を121円から207円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したDCF法において算定の基礎となる事業計画は、平成29年3月期までの将来の事業計画であり、平成24年3月期は、事業環境の悪化により赤字予想となるものの、今後の事業環境の好転による受注増加や継続的なコスト削減を主要因として大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

③ 対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する提案(以下「本提案」といいます。)に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない対象者取締役藤生和幸氏(以下「本取締役」といいます。)に対し、当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である社外監査役清水知彦氏(以下「本独立役員」といいます。)の監査のもと、

(i)当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a)本提案の目的の正当性、(b)本公開買付け価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c)本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なもので

はないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、(ii) 前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、(iii) 平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、(i) (a) 本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定する一連の手続をいいます。以下同様であります。)の際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに(ii) 本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社による対象者の完全子会社化を目的とする本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

⑤ 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社

との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の意見（以下「本意見」といいます。）を入手しているとのことです。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の社外取締役である畑英也氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

⑦ 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする

定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれの議案を平成24年5月に開催予定の対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議するよう対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催するよう対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の株式とされた上で、その全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき対象者の当該株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者の当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者の当該株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることとなる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう算定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記の(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の当社の株券等保有割合、当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、当社は、当社以外を対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。上記の具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買

付けにおいて買付け予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立後において当該基準に該当しない場合でも、その後、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社は対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	石川島建材工業株式会社	
② 所在地	東京都墨田区両国二丁目10番14号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡田秀夫	
④ 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート製品、土木・建設資材、プレハブ構築物および土木・建設用機械器具の設計・製作・販売・賃貸・据付・修理に関する事業 ● 土木および建築工事の設計・施工に関する事業 ● 前各号に掲げた事業のコンサルティングに関する事業 ● 労働者派遣に関する事業 ● 前各号に付帯関連する一切の事業 	
⑤ 資本金	1,665,000千円（平成23年9月30日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和49年12月2日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年9月30日現在)	株式会社 I H I	53.46 %
	村山信也	2.51 %
	一般財団法人 本願寺文化興隆財団	2.29 %
	株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.82 %
	石川島建材工業従業員持株会	1.36 %
	株式会社りそな銀行	1.30 %
	中央三井信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1.21 %
	CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.97 %
	桜井昭一	0.91 %
	シティバンクホンコンビービージークライアントホンコン(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.65 %
	計	66.53 %
⑧ 公開買付者と対象者の関係 (平成24年2月3日現在)	資本関係	当社は、対象者株式を11,090千株（対象者の発行済株式総数20,746千株に対する保有株式数の割合にして53.46%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下本欄において同じ。））直接保有するとともに、対象者株式を10千株（対象者の発行済株式総数20,746千株に対する保有株式数の割合にして0.05%）間接保有しております。
	人的関係	対象者取締役の1名（畑英也氏）は、当社の従業員です。 対象者監査役の2名（増田徹氏及び石田俊明氏）は、当社の従業員です。 対象者の従業員17名が当社へ出向しております。

	取引関係	対象者は、親会社である当社の企業集団に属し、防音壁等の発注及び対象者資金の運用調達を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「⑦大株主及び持株比率(平成23年9月30日現在)」における持株比率の記載は対象者の発行済株式総数に対する保有株式数の割合を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(2) 買付け等の期間

① 日程

取締役会決議	平成24年2月3日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成24年2月6日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成24年2月6日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成24年2月6日(月曜日)から平成23年3月16日(金曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金175円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、みずほ証券及び野村証券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値(150円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(143円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(126円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(109円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。

(ii) DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによ

り対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を175円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値126円（小数点以下を四捨五入）に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値109円（小数点以下を四捨五入）に対して60.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（買付け価格の決定に至る経緯について）

当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて、2011年（平成23年）9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、当該分野での成長が期待できる東南アジア諸国への展開や当社が強みを持つ橋梁事業などの社会基盤事業との連携など中長期的な視点に立脚した成長戦略が必要であり、当社の完全子会社とした上で当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

（算定の際に意見を聴取した第三者の名称）

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

（意見の概要）

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

（i）市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（150円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（143円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（126円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（109円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を109円から150円と算定しております。

（ii）DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによ

り対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を149円から194円と算定しております。

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付価格を175円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり175円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値150円に対して16.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値143円（小数点以下を四捨五入）に対して22.38%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値126円（小数点以下を四捨五入）に対して38.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値109円（小数点以下を四捨五入）に対して60.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(買付者の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、エイ・ジー・エス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 109円～143円

DCF法 121円～207円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（143円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（126円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（109円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を109円から143円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を121円から207円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したDCF法において算定の基礎となる事業計画は、平成29年3月期までの将来の事業計画であり、平成24年3

月期は、事業環境の悪化により赤字予想となるものの、今後の事業環境の好転による受注増加や継続的なコスト削減を主要因として大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

(ii) 対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本提案に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない本取締役に対し、当社及び対象者から独立した本独立役員の監査のもと、(i) 当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a) 本提案の目的の正当性、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c) 本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、(ii) 前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、(iii) 平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、(i) (a) 本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに(ii) 本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告の報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社による対象者の完全子会社化を目的とする本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

(iv) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等に

よる決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、当社グループ内でのシナジー効果を高め、対象者の収益体質の改善を進めること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付け価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しているとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、畑英也氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、増田徹氏及び石田俊明氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の社外取締役である畑英也氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である増田徹氏及び石田俊明氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

(vi) 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりませ

ん。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券（算定機関）及び野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,596,062 (株)	2,740,222 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,740,222株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,740,222株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数に記載しております。当該最大数は、対象者が平成23年11月10日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（20,746,000株）から、対象者が平成23年10月31日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（59,493株）及び本日現在における公開買付者が保有する対象者の普通株式の数（11,090,445株）を控除した対象者株式の数（9,596,062株）です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,090個	(買付け等前における株券等所有割合 53.61%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	133個	(買付け等前における株券等所有割合 0.64%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	9,596個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	20,581個	

- (注1) 買付予定の株券等に係る議決権の数は、本公開買付けにおける買付予定数（9,596,062株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（小規模所有者）が保有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 対象者の総株主等の議決権の数は、対象者の平成23年11月10日提出の第38期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、買付け等後における株券等所有割合の計算においては、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（20,746,000株）から対象者が平成23年10月31日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（59,493株）を控除した20,686,507株に係る議決権の数（20,686個）を対象者の総株主等の議決権の数として計算しています。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,679百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,596,062株)に、1株当たりの買付価格(175円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成24年3月23日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記(9)「その他買付け等の条件及び方法」の②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた直前時の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,740,222株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,740,222株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しま

す。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までには、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までには公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向

けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成24年2月6日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが、当社の連結業績へ与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者は、平成24年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致で行ったとのこと

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

- ③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 特別損失の計上について

対象者が平成23年11月8日に公表した「特別損失の計上に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成23年11月8日開催の取締役会において、持分法適用会社である関西セグメント株式会社の株式を同社に譲渡することを決議し、これにより投資有価証券売却損が発生したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

- ② 平成24年3月期第3四半期決算短信

対象者は、平成24年2月3日に、東京証券取引所において「平成24年3月期第3四半期決算短信(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況

決算年月	平成24年3月期 (第38期) 第3四半期累計期間
売上高	5,277百万円
営業利益	△313百万円
経常利益	△204百万円
四半期純利益	△324百万円

(ii) 1株当たりの状況

決算年月	平成24年3月期 (第38期) 第3四半期累計期間
1株当たり四半期純利益	△15.67円
1株当たり配当額	—円

(注) 対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成24年2月10日頃に、第38期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

- ③ 配当予想の修正

対象者の平成24年2月3日付「平成24年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。